

○国土交通省告示第四百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年四月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川大和川水系大和川改修工事「国分地区」

第3 起業地

- 1 収用の部分 大阪府柏原市国分本町三丁目及び国分市場一丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府柏原市国分本町三丁目地内から同市国分市場一丁目地内までの左岸延長544mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川大和川水系大和川改修工事（国分地区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川大和川水系大和川（以下「大和川」という。）は、その源を奈良県桜井市北東部の笠置山地に発し、初瀬川溪谷を南流して同市の市街地の北部を北西に流れ、大和郡山市板東地内で奈良市の春日山から南流する支川佐保川と合流し、奈良盆地の飛鳥川、曾我川、竜田川等大小多数の支川を合わせつつ西流して、亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、支川石川を合わせ、さらに西流して、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ流域面積1,070km<sup>2</sup>、幹線流路延長68kmの河川である。

大和川の流域は、奈良県、大阪府の2府県にまたがり、その流域沿線に約200万人の人口と約24兆円にのぼる資産を有する地域であるが、大和川の出水により過去にたびたび被害を受けており、特に昭和57年8月の台風10号及び前線による豪雨では、各所で洪水による越水、氾濫が生じ、死傷者数49名、流失全半壊家屋数405棟、浸水家屋28,149戸に及ぶ被害が起きている。

大和川の国土交通大臣管理区間における治水対策については、「大和川水系工事实施基本計画」（昭和41年4月策定、昭和51年3月全面改定、昭和63年3月及び平成4年4月一部改定。以下「基本計画」という。）に基づき、大阪府柏原市内の基準地点柏原において計画高水流量5,200m<sup>3</sup>/秒を流下させ、年超過確率1/200年規模の大雨による洪水に対応することを目標として順次河川改修が実施されている。

基本計画に定める国分地区における計画高水流量は3,600m<sup>3</sup>/秒であるが、堤外民地に建物が存在しているため、現河道の流下能力は約1,230m<sup>3</sup>/秒しかなく、堤外民地の家屋等が被る浸水被害はもとより、現況の高水敷及び堤防では計画高水位での流下能力が大きく下回っていることから、本件区間の背後地において浸水の危険性がある。

本件事業は、高水敷掘削を実施するとともに既設の堤防を改修して基本計画に定められた規模の堤防を整備することにより本件区間の流下能力の向上を図るものであり、後年施工する河床掘削とあわせて基本計画に定める計画高水流量を安全に流下させることが可能になることから、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年に実施した調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。なお、起業者は生態系の維持を図るためセイタカヨシ群落を移植すること

としている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現況流下能力が不足している本件区間において、高水敷掘削を実施するとともに既設の堤防を改修して流下能力の向上を図り、後年施工する河床掘削とあわせて基本計画に定める国分地区における計画高水流量を安全に流下させ、流域沿線の洪水による被害を未然に防ぐことを目的として施行されるものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、高水敷掘削、堤防改修及び河床掘削を実施する案（以下「申請案」という。）、引堤のみを実施する案並びに堤防嵩上げのみを実施する案の3案について検討が行われている。引堤のみを実施する案は、本件区間の左岸堤防が上下流の河道幅に比べて広がった形状をしているため水流のない死水域となっており、引堤を行ったとしても死水域が増大するだけで治水効果が期待できない。また、堤防嵩上げのみを実施する案は、計画高水位が基本計画よりも高くなり、本件区間の上下流も計画高水位を上げる計画変更を伴うことになり、既に基本計画に基づく堤防の整備を完了したばかりである本件区間起点側の下流にある一般国道25号国豊橋等の河川横断橋梁の架け替えが生じるなど本件区間以外にも影響を及ぼし、莫大な費用を要する。これらに比べ申請案は、計画高水位等の整合が図られ、潰地面積も少ないことなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は現況流下能力が不足しており、本件区間の背後地において浸水の危険性があり、また、本件区間は、「直轄河川改修事業における緊急対策特定区間の設定について」（平成15年国土交通省河川局治水課長発出）により、改修効果が極めて高い区間で早期に事業効果を発現させる

必要のある区間として、緊急対策特定区間に設定されていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、柏原市長等からなる大和川下流改修促進期成同盟会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府柏原市役所